



社会保険労務士法人 ルーチェ

■名古屋事務所 名古屋市中区丸の内2-15-12-2
ザ・テラス丸の内 903
info@sr-luce.jp ☎ 052-211-5185
■金沢事務所 金沢市長町1-4-45

従業員の「資格確認書」が会社宛に届いた場合の対応

◆「資格確認書」とは

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

しかしながら、令和7年5月のマイナ保険証を利用した人の割合は43.1%（推計値）と半数に届かず、マイナ保険証の利用登録解除を申請する人もいる（6月の受付件数は12,263件）ため、マイナ保険証を保有していない人（マイナカードの電子証明書の有効期限切れの人も含む）すべてに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が申請によらず無償で交付されます。

この資格確認書は、マイナ保険証を使わずに医療機関等で保険診療を受けるために必要となる書面です。

◆送付対象者の自宅へ送付

協会けんぽでは、令和7年7月下旬より順次、令和7年12月2日以降にマイナ保険証にて保険診療が受けられない人の資格確認書を、被保険者の自宅へと送付しています。

また、送付対象者がいる事業所に対して、送付対象者が掲載された一覧表を送付しています。

◆対象者宅に届かなかった場合は会社宛に送付

協会けんぽの発送した資格確認書が、被保険者の転居等により宛先不明となって届かない場合もあることから、その場合は会社宛に送付するとされており、届いた場合は速やかに本人に配付してほしいとされています。なお、これらの対応は令和7年4月30日時点の情報に基づき行われているため、既に退職等により資格喪失している人について、一覧表に掲載されていたり資格確認書が届いたりする可能性があります。

【厚生労働省「中医協資料；医療DX推進体制整備加算等の要件の見直しについて」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001521280.pdf>

【厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

【全国健康保険協会「お知らせ（令和7年8月）」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r7-8/7080501/>

9月からマイナ保険証がスマホでも利用できるようになります

現在、マイナンバーカードの保有者は、アプリのダウンロードによりマイナンバーカードの機能をスマートフォンで利用できますが、9月よりマイナ保険証の機能が搭載され、機器の準備が整った医療機関等で利用できるようになります。

◆マイナ保険証をスマホで使うには？

マイナンバーカードをスマートフォンで使うためには、マイナポータルアプリをダウンロードする必要があります。そして、下記を準備しなければなりません。

- ・実物のマイナンバーカード
- ・券面入力用暗証番号（数字4桁）※iPhoneのみ
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード（市町村窓口で設定した英数字6桁～16桁）

マイナポータルアプリからマイナンバーカードをスマートフォンにかざして読み取ると、ログインが完了します。ログイン後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行います。

次に、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載します。詳細は下記デジタル庁のWebサイトを確認してください。

●デジタル庁「スマートフォンのマイナンバーカード」

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>

◆受付時の操作

医療機関等での受付方法は、マイナ保険証で受付をする際と同様に、顔認証付きカードリーダーを使います。受付画面で該当する端末を選択し、端末で本人認証を行い、スマートフォンが搭載されたマイナ保険証をスマホ用の汎用カードリーダーにかざすと、同意情報の入力に進みます。

◆従来の健康保険証はいつまで使えるか？

なお、従来の健康保険証は、マイナ保険証への移行に伴い、順次有効期限（最長で今年の12月1日）を迎えます。そのため、マイナンバーカードを持っていない人やマイナ保険証の利用登録をしていない人には、健康保険組合や自治体から「資格確認書」が交付されます（後期高齢者医療制度に加入の人や、新たに加入される人等は令和8年7月末までの暫定措置としてマイナ保険証の保有状況にかかわらず交付）。これを医療機関の窓口に提示すれば、これまでと同様に保険診療を受けることができます。

【厚生労働省「9月からマイナ保険証がスマホでも使えます」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00021.html

【厚生労働省「資格確認書について（マイナ保険証を使わない場合の受診方法）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45470.html

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r05.html>

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

◆全国加重平均は 1,118 円、上昇額は過去最高

10 月の改定に向けて議論されている最低賃金について、令和 7 年 8 月 4 日に開催された第 71 回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表されました。

目安通りに各都道府県で上げが行われた場合の全国加重平均は 1,118 円で、全国加重平均の上昇額は 63 円（昨年度は 51 円）となります。これは昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となり、上げ率は 6.0%（昨年度は 5.1%）となります。

◆全都道府県で 1,000 円超えに

今後は、この目安を参考に、各地方最低賃金審議会、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議のうえ、答申が行われ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。今年度は、この目安通りに上げが行われれば、すべての都道府県で最低賃金が 1,000 円を超えることになります。

◆賃上げへの対応を

政府は、最低賃金を 2020 年代に全国平均で 1,500 円にするという目標を掲げており、近年、最低賃金については大幅な上げが実施されているところです。

企業が賃上げを実施できるような環境づくりのため、生産性向上の支援として、各種の助成金等の拡充や、経営支援の強化が見込まれます。企業においては、このような国の支援策も確認しつつ、今後も続く賃上げの波に向けて、自社における影響やその対策については十分に検討していきたいところです。

【厚生労働省「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html

～弁護士法人クオリティ・ワン通信～

「退職代行について考える」

退職代行業者に関する話題には事欠かない弊業界です。退職代行業の位置づけについては議論が飛び交うこともあります。退職希望者の心理（ストレスなく辞めたい）と会社の心理（トラブルなく退職手続を進めたい）のはざまに立ち位置を獲得したように思います。

退職代行業に対しての考えは様々あるかと存じますが、会社側の立場として、退職代行業社からの退職申出に淡々と対応したほうがよいケースも多くあります。

なお、退職代行業者が電話で退職意思を伝えてきた場合、いつ退職の申し出があったかがわからなくなること防ぐため、「退職の受理承認書」を発行することが安全です。退職の撤回に関するトラブルは昔からあるところ。退職代行業者を通じた退職を撤回する事例は経験がありませんが、もしかすると、これから広がっていくこともあるかもしれません。

さて、退職代行業が世に出て、当初と比べて進化した点があります。それは、労働組合が退職代行を行うケースも増えた、ということです。ここに至って労働組合への対応を知っておくことが重要になりました。何事も経験しておくべきだと思つづく思います。

労働組合との話し合いですが、文書で申入れが届くことが多いです。このとき、当該従業員に直接連絡を取って加入状況を確認することはやめましょう。労働組合への加入を批判されたと受け取られ、労働組合に支配介入との主張を受けるリスクがあります。

労働組合からの申入れは、「団体交渉の申入れ」にあたる可能性が高いです。これに対し適切な対応をとらないまましていると、団体交渉の拒否として、不当労働行為と主張される恐れがあります。まずは、今後の進行を協議することが不可欠です。なお、実際に組合の担当者に連絡すると、団体交渉の開催に至らず、事務的なやり取りでそのまま退職の手続きが進むこともあります。

労働組合との交渉では、思わぬところが落とし穴になることもありますし、単なる退職代行事案とみてよいのか判別が難しいです。また、弁護士相手との交渉とも違った難しさがあるため、もし労働組合対応事案がございましたら、弊所までご連絡ください。

Monthly Letter・ルーチェ 編集後記

【2025最低賃金の動向】

毎年10月から改定される最低賃金ですが、今年は全国平均が1,118円となりました。

今年の前年度比引き上げ幅は、過去最大となり、全国平均で6.0%の伸び率とのことです。

近年の右肩上がりの物価高に合わせたの措置なのでしょうが、議論はもつれにもつれ7回目目で決着となり、それでも政府が目標とする1,500円の実現に必要な年平均7.3%には届かなかったとのことです。

愛知県では、10月18日改定：1,077円→1,140円(63円アップ)となります。

木下